三重県防犯優良アパート認定基準チェック表

1/2

|--|

種別	項目	基	区分
	1 共用出入口 (設置されている場合)	共用出入口(扉が設置されている共用出入口をいう)は道路及び これらに準ずる通路からの見通しが確保されていること、確保され ていない場合は、共用出入口を通過する人物を写す防犯カメラが 設置されていること	□必須
		別の共用出入口がある場合、扉は自動施錠機能付きとする	□必須
		玄関内50ルックス、玄関外20ルックス(平均水平面照度)程度の 照度が確保されていること	□必須
	2 共用廊下 共用階段	共用廊下は周囲からの見通しが確保されていること、見通しが確保 できない場合は、防犯カメラにより補完すること	□必須
		屋外に設置される共用階段は外部からの見通しの確保並びに 共用階段からの住戸窓やバルコニーへの侵入防止に配慮した 配置、又は面格子の設置等、外部からの侵入防止に有効な措置	□推奨
		避難のみに使用される屋外階段が設置される場合、地上又は各階 の共用廊下に通じる扉は自動施錠機能付きとする	□必須
共		屋内20ルックス、屋外3ルックス(平均水平面照度)程度の照度が 確保されていること	□必須
用	3 屋上	屋上へ通じる出入口への扉及び施錠設備の設置	□必須
部	<u> </u>	共用廊下から屋上への侵入を防止するためのフェンス等の設置	□推奨
分	4 駐車場	道路、通路、共用玄関、居室の窓等からの見通しが確保されている こと、確保されていない場合は防犯カメラが設置されていること	□必須
		3ルックス(平均水平面照度)程度の照度が確保されていること 不足する場合はセンサーライトで補完することができる	□必須
	5 自転車置場、オートバイ置場	3ルックス(平均水平面照度)程度の照度が確保されていること 不足する場合はセンサーライトで補完することができる (駐車場に自転車置場及びオートバイ置場が併設されている 場合は防犯カメラ、照明施設は共用する場合がある)	□必須
		チェーン用バーラック、サイクルラックの設置	□推奨
	6 塀、柵等	外部からの見通しの確保されたものであること	□推奨
	7 その他	建物(居室)内の異常を知らせる警報装置(85デシベル以上)が適切 な場所に設置されていること	□必須
		警報装置とともに警報ライトが併設されていること	□推奨

三重県防犯優良アパート認定基準チェック表

2/2

	1	2/2	1
種別	項目	基準	区分
	1 住戸の玄関	住戸の玄関は廊下または道路や通路からの見通しが確保されている こと	□必須
		扉の材質は破壊が困難な材質や構造であること	□必須
		防犯建物部品(CP部品)等の錠前が設置されていること。	
		ただし、下記の条件を全て満たせば防犯建物部品の補完措置とみ	
		なす	
		(1)ドアとドア枠の隙間からカンヌキが見えないこと	
		(2)補助錠を設置、あるいは、既存の錠(本錠)をCP部品の錠前と交換	
		(3) 主錠または補助錠のどちらかにピッキング、サムターン回し対策が	
		施されていること	
		外部から外されにくいドアチェーン又はドアガードが設置されていること	□推奨
		玄関内側に屋外設置の警報装置に連動した発信器が設置されている	□必須
		こと	
	2 インターホン	テレビモニター機能付インターホンが設置されていること	□必須
	3 住戸の窓	共用廊下に面する住戸の窓及び接地階に存する住戸の窓(侵入	□必須
專	(腰高窓、小窓など)	されるおそれのない小窓を除く)は、以下のいずれか1項目を満足すること。	
		(1)窓ガラスは防犯建物部品の窓ガラスが設置されていること	
用		(2)窓は足場となる部分から窓下端までの高さが2mを越えている	
		کا الله الله الله الله الله الله الله ال	
部		(3)外部から容易に取り外しできない構造の面格子が設置されて	
		いること	
) 		(4)窓サッシにサブロック付きクレセント及び補助錠が設置されていること	
		(5)窓ガラスへの破壊に対応したガラス破壊検知アラームまたは窓の	
		開閉を検知するアラームの設置	
	4 住戸の窓	バルコニーや掃出し窓のうち侵入が想定される階に存するものは、	□必須
	(バルコニー、掃出し	以下のいずれか1項目を満足すること	
	窓)	(1)CP部品の窓ガラスと窓サッシにサブロック付きクレセントが設置	
		されていること	
		(2)CP部品の防犯フィルムと窓サッシにサブロック付きクレセントが	
		設置されていること	
		(3)窓ガラスへの破壊に対応したガラス破壊検知アラームまたは窓	
		の開閉を検知するアラームの設置と窓サッシにサブロック付きク	
		レセントが設置されていること	
	5 バルコニー	 縦樋や階段等共有部分から侵入できない構造となっていること	 □必須
		道路、通路からの見通しが確保されていること	□推奨
	0 7 0 11:		
	6 その他	寝室、浴室または、洗面所に屋外設置の警報装置(又は、ライトを	□推奨
		併用)に連動した発信器が設置されていること 	

^{*}基準は変更する場合がありますので三重県防犯設備協会までお問い合わせください。